

製造販売届出番号 : 11B1X1000652M001

機械器具52医療用拡張器

一般医療機器 拡張器 (11254000)

# 血管拡張器

#### 【警告】

〈使用方法〉 ブ病(CJD)の患者、又はその疑いのある患者に使用した器具を再使 用する場合には、最新の国内規制、ガイドラインを遵守すること。[感染 予防のため]

#### 【形状・構造及び原理等】

[形状・構造等]

1. 形状 (代表例)

2. 材質·組成

ステンレス鋼

#### 【使用目的又は効果】

外科処置時に血管の内径(口径)を拡張させる為に用いる器 具である。

### 【使用方法等】

- 1. 【保守・点検に係る事項】に従い、使用に先立って洗浄・滅 菌を行う。
- 2. 通法に従い操作する。
- 3. 【使用上の注意】及び【保管方法及び有効期間等】に従う。

#### 【使用上の注意】

〈重要な基本的事項〉

- 1.患者ごとに【保守・点検に係る事項】に記載する方法及び条件で、速やかに滅菌前の洗浄・滅菌を行い、使用すること。
- 2. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎等の過敏症状又はアレル ギー反応症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受け させること。
- 3. 破折等の恐れがあるので、以下は行わないこと。
- ①本品に対する曲げ・切削・加圧等。
- ②粗雑な扱い。(キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等)
- 4. 薬液等が付着した場合、腐食する恐れがある為、速やかに清拭すること。

## 【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

- ・保管の条件
- 1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。

- 2. 金属電位差を原因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具を一緒に保管しないこと。
- 3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。
- ①錆びている器具と一緒に保管しない。
- ②化学薬品と一緒に保管しない。
- ③滅菌器、保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。
- 4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を乗せないこと。

#### 【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項(日常点検)>

- 1. 〈洗浄・滅菌の方法〉で指定する方法及び条件で、患者ごとに滅菌前の洗浄・滅菌を行うこと。
- 2. 使用前及び使用後に汚れ、破損、ヒビ、キズ又は腐食等がないか点検すること。

〈洗浄・滅菌の方法〉

- 1. 本品の洗浄等を行うにあたり、弊社発行の『インスツルメント の洗浄・滅菌ガイドブック』又は弊社ホームペー
- ジ (http://www.ydm.co.jp/) のメンテナンスに関する項目も参照のこと。
- 2. 血液・体液・組織片、薬品等により汚染した器具は、汚染物質が乾いて固着することを防ぐ為に、使用後直ちに以下の手順で洗浄・滅菌を行うこと。汚染物質を付着したままにしておくと、除去しにくくなることがある。
- ①超音波洗浄装置・ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄 装置で洗浄する。
- ②本品を乾燥させる。 (水分が残っていると錆びや滅菌効果低下の原因となる恐れがある)
- ③オートクレーブ滅菌器を用いて滅菌する。
- 3. オートクレーブ滅菌器は使用状況・期間等により、庫内に汚れが付着している場合がある。汚れが付着したままオートクレーブ滅菌を行った場合、器具へシミが付着する恐れがある。庫内が汚れた状態にならないよう、滅菌器の添付文書又は、取扱い説明書に従い、定期的な清掃を奨励する。特に、チャンバー蓋パッキンやエアフィルターは定期的な交換が必要となる場合がある。

〈洗浄・滅菌上の注意〉

1. 次の薬剤は、金属腐食を起こす恐れがあるので、使用しないこと。(次亜塩素酸ナトリウム、ホルマリン、ポビドンヨード、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン、塩化ベンゼトニウム、塩化ベンザルコニウム、過酢酸、電解酸性水)

※素材への影響度が添付文書等によって確認できない場合は、薬 剤の製造販売元に確認することを推奨する。

2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。

製造販売届出番号 : 11B1X1000652M001

- 3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
- 4. 洗浄の際は以下に留意すること。
- ①家庭用洗剤は、デンプン等食品汚れを落とす為に開発されたも のであり、血液中に含まれるタンパク質に対しての洗浄効果は期 待できない。また、着色料や香料が含まれる為、それらの残存 物が金属を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄に は、医療用防錆洗浄剤を使用すること。
- ②腐食 (錆び) 等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブ ラシを使用しないこと。
- 5. オートクレーブ滅菌器を取り扱う際は以下に留意すること。
- ①出来るだけ精製水 (純水) を使用する。水道水を使用する と、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。
- ②乾燥温度及び庫内温度に注意する。
- ③ヒーター近傍に本品を置かない。(表示温度より高くなる場
- ④庫内が高温となる恐れがある場合には、予熱乾燥を行う。高 温の乾燥は、器具が変質又は変色、劣化、破損等することがあ
- ⑤洗浄やすすぎが完全でない状態、又はオートクレーブ滅菌器の チャンバー内に水垢が付着している状態のままオートクレーブ滅 菌を行うと、器具に焼き付きが発生する恐れがある。
- 6. 洗浄・滅菌後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥さ せてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置する と、錆び、シミ等の原因となることがある。

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

: 株式会社YDM 製造販売業者名

〒355-0042

住所 埼玉県東松山市今泉28 : 0493-24-3388 : 0493-24-0703 電話番号 ファックス ホームページ : http://www.ydm.co.jp/